

令和元年度第5回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 12月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 12月6日	午前9時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 12月6日	午後0時15分		
	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
応 招 (不 応 招)	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
議 員 及 び 出 席	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
欠 席 議 員	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
○ 出 席	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
× 欠 席	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
△ 不 応 招	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会 議 録 署 名 議 員	7番		源 嶋 た ま み	8番		豊 永 好 人
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久		
説 明 の た め 出 席	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	永 井 孝 宏		
し た 者 の 職 氏 名	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	和 泉 理 恵		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	恒 松 つ ぐ み		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ど も 対 策 課 長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	山 村 忍	子 ど も 対 策 課	吉 地 美 紀		
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	執 柄 健 一	環 境 整 備 課	佐 々 木 英 人		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	那 須 隆 二		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第30号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第31号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第32号	公の施設における指定管理者の指定について
議案第33号	町道の路線変更について
議案第34号	多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて
議案第35号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて
議案第36号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第37号	多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第38号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第39号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第40号	多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第41号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第42号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第43号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第44号	令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第45号	令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第46号	令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第47号	令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	一般質問

開議の宣告

(午前 9 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

本日の会議は、日程等の都合によって、特に午前9時に繰り上げて開くことにいたします。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 30 号」 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 30 号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 30 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 31 号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 31 号、公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番久保田さん。

○9 番(久保田 武治君) 1 点だけお伺いいたします。
これまでの実績からですね、今回物産館利用組合に指定されることについては異論はありませんし、私自身も利用させていただいておりますので、それについてはあれなんです、今回その指定期間を 5 年間というふうにされておりますが、その理由と根拠についてですね、ちょっとご説明いただければというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長(高橋裕子さん) 岡本企画観光課長。

○企画観光課長(岡本雅博君) おはようございます。

それではご質問に対しまして答弁させていただきたいと思ひます。

指定管理者の指定期間につきましては、施設の設置目的、それぞれの自治体で決定をしているということですが、大方 3 年から 5 年の間で期間設定をされているところが多いというような状況でございます。

一つ事例を申し上げますが、東京都の目黒区におきましては、従来、3 年から 5 年であった指定期間について、福祉施設など長期的に安定したサービスが求められる施設におきましては、再指定を行うに当たって、10 年という長期にわたる期間に設定することによりまして指定管理者において人材育成機関の確保が可能になるというような質の高いサービスを安定的、

継続的に提供している事例もあるようでございます。

多良木町物産館につきましては、今回、多良木町物産館利用組合に引き続き指定管理者としてお願いしたいというふうに思っておりますけども、事前に組合への意見聴取を行った中で、ここ数年、売り上げが落ちているという課題が出てきているようでございます。原因の一つといたしまして、生産者の高齢化ということが挙げられておりました。

これらのことを踏まえまして、長期間の指定ではなくて、これまで同様、5年間で指定管理者としてお願いをしながら、その後、定期的に意見を拝聴して、必要であれば見直しをしていくというなことでいくことが適当ではないかという判断のもと、これまで同様5年という期間を設定したものでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号、公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第32号」 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第32号、公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号、公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号 町道の路線変更について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第33号、町道の路線変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 33 号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 34 号」 多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 5、議案第 34 号、多良木町会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番豊永好人議員。

○8 番（豊永好人君） 1 点ほどお尋ねしたいということで、実はこの任用制度、変わってくる
ということで、まず 1 点目は、個人保護、個人情報、守秘義務関係。

私人と、私人と、今までは、あくまでも準公務員ということで守秘義務があったと。今回は
私人で、そういうことも抜けていくと外れるということで、まずこの前、以前、議員配付
された中で、いろいろ個人情報の問題が出てくる。

例えば、住民台帳、それと、敬老会の名簿の配布、もろもろいろいろと個人情報に係る問
題が出てくるわけですよ。それを 34 号、

○議長（高橋裕子さん） 豊永議員、これ 34 号議案です。

○8 番（豊永好人君） 34 号議案、あ、違うですね。35 号ですね。すみません。

○議長（高橋裕子さん） 訂正がありましたので、質疑を取り消しいたします。ただいま 34 号の
質疑をしております。

34 号について質疑、質疑はありませんか。

はい、9 番久保田武治議員。

○9 番（久保田 武治君） 3 点お伺いしたいと思います。

まず一つはですね、現在勤務をされている一般職の臨時非常勤職員の処遇について、二つ
目が、会計年度任用職員の勤務年数、あるいは年齢の上限についてはどのようになっている
のか。三つ目、今回の任用による予算措置についてということで 3 点ですね、伺います。

まず一つ目の現在雇用されている臨時非常勤職員は、新年度、来年の 4 月からこれ施行さ
れるということなんです、会計年度任用職員として採用されるのかどうか。あるいは
選考の方法について、一般公募も含めてなさるんだと思うんですが、その点についてまずお
伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えします。

現在勤めておられます非常勤の一般職の方についてでございますけども、今回制度が変わ
りますので、会計年度任用職員という制度が新たにできますので、現在勤務されております
方にも説明の義務がございますので、新しい会計年度任用職員制度という制度に変わります
ということで、今までと事務的には同じような事務がしていただくことになると思いますが、
身分の取り扱いがですね、制度が変わりますということを全員に説明をした上で検討して

いただければというふうに考えております。

それから現在の方が、全部、来年度もですね、こられるかどうかは本人さんの自由になりますので、併せまして町の方ですね、不足分につきましては、公募等で内容をその会計年度任用職員の内容を説明しながら公募等でお願いしたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 久保田議員。

○9番（久保田 武治君） そうしますと基本的にはですね、ご本人のもちろん自由意志ですが、継続される場合ということがあるということなのですが、例えばいわゆる雇止めみたいなことは起きないのでしょうか。

その点についてどうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 会計年度任用職員につきましては、運用によって契約期間が1年でございます。

毎年更新していくかと思いますが、その中には一般職と同様にですね、勤務成績とか、そういった評価項目も出てまいりますので、そういった評価をしながら、また次の会計年度もですね、成績優秀であればですね、お願いしていくようになるかと思えます。

ただあの1年契約で継続になっていくことと思えます。

○議長（高橋裕子さん）

○9番（久保田 武治君） もう一つ、今の質疑に関することなのですが、2017年の4月のですね参議院の総務委員会の附帯決議、現行の臨時非常勤職員から会計年度任用職員の移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件を確保することという決議が上がっておりますので、当然そのようになされるというふうに思いますので、その点については十分ご配慮いただきたいというふうに思います。

二つ目、会計年度任用職員の勤務年数、年齢の上限についてということですが、今、課長答弁ありましたように1年の有期雇用ということになりますが、例えばその方が勤務年数はですね、一体何年までそういう形での契約ができるのか、それと併せて、その際に年齢の上限というものが設定されるのかどうなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） すいません、ちょっと説明させていただきますけれども、一括質問というのは、今久保田議員が3点質問事項挙げられましたけれども、それに対して1回目はその3点について答弁をしていただきます。その中で、もう1回質疑をしたい項目があれば、一つ目の項目に対してもう1回、もう2回、それが3回目までできるんですけども、今のようにならぬ一つの質疑に対して3回とやっていう方法ではないということでご理解いただけますか。

ちょっと暫時休憩いたします。

（午前9時13分休憩）

（午前9時14分開議）

○議長（高橋裕子さん） 会議を開きます。久保田議員、3点目も一緒に。

○9番（久保田 武治君） 3つ目はですね、今回の任用による予算措置について、今回の待遇や条件が改正される改善されるということで基本的にですね、それは前進だというふうに私思っておりますが、今回の改正によるその予算額、その予算はですね、どのように確保されるのでしょうかということなんです。

例えば、先ほど紹介しました参議院の附帯決議の中にも、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めることというふうになってるんですけども、それに対して、高市総務大臣がですね、ただいまの決議の趣旨を十分に尊重してまいりますという答弁しております。

そこで、総務省がですね、地方交付税で措置するという情報もありますが、政府内には自治体がですね捻出すべきだという声もあるようです。ですからそのことについてはどのようなふうになっているのかということでお伺いしている訳です。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） ご質問の件ですけれども、1点目から3点までまとめて答弁するということでしたので、1点目は答弁済みしましたので、2点目ですけれども、会計年度任用職員の年限ですね。何年、その年数ですね、年数は何年ということは今のところ定める予定はないところでございます。それと年齢の最高年齢もですね今のところ定めておりませんが、一旦、運用開始しましてですね、その後、年齢等のその上限のほうですね、上限の方につきましては、見直しの中で、改正することもあります。あることもあると思いますけれども、現在のところはまだそういった制限を設けてないところです。勤務の年数も制限は設けないところで、今のところ計画しております。

3点目ですけれども、会計年度任用職員につきましては、待遇が上がりますので、報酬、給与面でもですね、その上がった分につきまして、財源が必要になってきますが、議員が言われましたように、私たちも特別交付税とか交付税で措置されてきたり、別途国から補助金が来たりとか、そういったことを期待をしておりますが、そういったことがまだ国の方から示されておられませんので、示されるまでの間は一般財源等で対応することになると思いますが、そういった要望を国から来る時にはですね、交付税措置をしてほしいというような要望を出したいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 最後の質問になります。

今課長も答弁されましたが、結局、今回の制度改正に伴う財源確保ですね、やはり国の責任で行うべきだというふうに思うんですね。ですからやはりあの自治体当局が国に要求すべきだというふうに私思っていますので、その点について町長にお伺いちょっと。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、そのことは、町村長の間でも大分論議になってまして、実はこれは、何て言うか非公式な会議だったんですけど、そのときに、国会議員団の方には要請をしています。

特別交付税、または正式なきちんとした交付税で何とかならないんだろうかという要請はしていますが、多分これは、全国町村会でもですね、そういうかなりの金額になりますので、そういう要請はしていける、いくというふうに思っております。

熊本の全国町村会の会長もいらっしゃいますが、この方もそういうふうなことは申しておられましたので、こちらは一般財源で全部賄うということをはかなり厳しいと思います。

各町村ともですね。先日もそういう話の中で、高森の町長が、そういう発言を特にされてきてですね、それはもうみんなが思ってることであるということは通底した皆さんのご意見ということで、それはもう上の方にわかっていると思います。

ただ、あとは総務省がどういうふうに措置をするのかということはまだわかりませんが、ぜひ、それを期待したいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

12番落合健治さん。

○12番（落合健治君） 1つだけ、1点だけ質問させていただきます。

今回フルタイム会計任用職員の給与、パートタイム会計年度任用職員の給料とかの改正になっているわけなんですけど、現在、臨時職員と言われてる方は、話だと自分で自己申告で自分の時間を申告しているという話だったんですけど、タイムカード等でその管理されて給与を守るためにもそういうお考えはないのかちょっとお伺いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、タイムカード制が取ってないんですね、それは、管理は課長が各課長がやっております。

一般職の非常勤の方々ですね、大体、特に、特殊な仕事がない時はですね、時間どおりに帰られますので、そこらあたりは過剰労働とかいうことはまずありませんけれども、ただ、今おっしゃるように、今度、こういうふうには法が改正されましたので、そのあたりはまた課長会でも論議をして、そして、きちんとした時間の管理ですね、確かにおっしゃるようにそれは必要だと思いますので、今後ちょっと考慮したいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 35 号」 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、議案第 35 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

林田俊策議員。

○3番（林田俊策君） 3点お伺いしたいと思います。

今回、区長及び公民分館長の報酬の額が、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表において、今回削られておりますけれども、多良木町には区の設置条例がありまして、その 9 条において区長には報酬を支給することができるとあります。これとの関係性の中で、果たして整合性がとれるのかなと思うわけですが、これをですね、同時にやっぱり提出するべきではなかったのかと思っております。

それから、この公民分館長の報酬の根拠はこの第 8 条関係のみで、多良木町公民館条例及び運営に関する条例等では、公民分館長の報酬のことはうたっておりません。ですので、この条例も含めてですね、今回提出すべきではなかったのではないのでしょうかと思うことのでございます。

それからまた、12 条関係で 8 条が削られるということで、このことは、3 項、4 項において、任命権と任期が記されているわけですが、この任命権者が、次にはだれになるのか、また任期はどうなるのかということが疑問に残りますけれども、削られることによって。

このことを 3 点お伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

今回、関係条例の整備を行いましたけれども、報酬及び費用弁償条例の方で職の整理によりまして、区長の部分も削除しておりますが、区の設置条例というのが別にありまして、そちらの方に区長の任命とかそういった条項があるということで、そちらとの整合性でございま

すが、議員がご指摘されましたとおり、今回の報酬及び費用弁償の条例の改正におきまして、当然、区の設置条例との関連性、整合性等もですね、出てくるものと理解をしております。

本来なら、今回の報酬及び費用弁償条例の改正とともに、区の設置条例の方の変更も併せて行うことも考えられますが、これまでの区長への報酬の支払い方が、来年度以降はどのような形で支払いをなすかということを検討するときに、現在、委託料として区長個人と契約する方法を検討してはおりますが、その他の方法も可能性としては考えられ、例えば、行政区との契約とか、また区長会との契約とか、そういったケースも考えられますので、本来ならば、今回、同時に改正することは望ましいところですが、そういった部分の方針がはっきりしたところで、今後の議会では設置条例の方も改正をお願いできればと考えております。

今回 12 月の議会では報酬及び費用弁償条例改正を上程しておりますが、来年 4 月 1 日からの施行となりますので、4 月 1 日に合わせまして、整合性のとれた形で運用できればと考えております。

それと、公民分館長の任期ですけれども、任期につきましてですけれども、こういった条例の方ですね、任期を削除しまして、ただ公民館長を置くというふうになった場合に、今後の契約とかですね、そういった中でまた検討していくことになるかと思っております。契約条項の契約の中のそういった条項の中でそういう、その任期の方もですね、うたっていくことになるかと思っております。

それとあと 1 点が、任命権者につきましては公務員の場合にはですね、町長、町長とか、各委員会、各委員会とかですね、任命権者、農業委員会とか教育委員会とか、任命権者、議会での議長とかですね、任命権者がおられますが、私人として整理される場合には、辞令を伴う任命行為っていうのがもうなくなりますので、適任者を選定させていただいた中で、一般的な何と言いますか委嘱と言いますか委嘱状等ですね、お願いをすることになると思っております。

今までの場合は、当然、公務員としての任命ですので、そういったことを命じるという形になりますけれども、これからは私人となった場合は命じるということではなくて、お願いをする形の委嘱という形になるかと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 3 番林田さん。

○3 番（林田俊策君） それではもう一度確認させていただきませうけれども、3 月の定例会においてこれに関連する条例は、提出するのということと、もう 1 点が、公民分館長の報酬にしてもですね、委託料または役務費でになるかもしれませんけれども、払うという根拠をですね、条例でちゃんとうたうのか、それから 3 点目が、委嘱状であっても、委嘱状は、町長なのか、当然、教育長の兼務であらせられますので、教育長名になるのかわかりませうけれども、その 3 点はですねもう 1 回答お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 答えいたします。

区設置条例等につきましては、当然整合性を保つために、3 月議会までには提案をさせていただいて、完全に整合性がとれるようにしたいと考えております。

それから公民分館長へのこれまでの報酬の支払いがこれからどうなるかということにつきましては、委託料でお支払いするとか、御礼ですね、謝礼としてお支払いする等の方法が考えられるというような、質疑応答が出ておりますが、そのような中で、条例で改正するかどうかはちょっと今ところはまだ決定してはおりませんが、何らかの形で例規集の方で、その支払いの額等がですね明示されるような形で謝礼なら謝礼、委託料なら委託料、委託料の場合は条例ということではなくて、委託料の中でねじっていくということになると思っておりますが、そういった文書で明示をしていくようにしていくものと今のところは考えております。

それと、任命権者っていうのが、今まではそれぞれ任命権者がおられまして、職を命じる

ということで辞令を出されておりましたが、今回教育委員会関係でございますので、教育委員会の方からですね、委嘱状を出していただくのが適当ではないかと今のところは考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

はい。8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） 1点だけですね、お伺いしたいということで、まず今の区長さんの場合は、やっぱ守秘義務があると。今後私人になれば、守秘義務が外れるということになると思います。それで、例えばですね、今後、個人名、例えば敬老会の名簿関係、それと水田確認の名簿、いろいろ、私も区長した関係、10項目から15項目の個人名簿が来るわけですよ。その取り扱いを今後どうされるのか、すいませんが、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

区長様に現在いろいろなたくさん業務をお願いしておりますが、その中で、議員が言われましたような住所とか氏名とかを特定した文書を区長様の方をお願いしております。

今後、お願いする。なぜお願いできるかということそれ公務員として辞令を出してありましたので、守秘義務が当然ありますので、そういった部分については、守秘義務を伴う部分でお願いしておりましたが、今回私人として整理されますと、そういった守秘義務が外れますので、国からの解説によりますと、そういった場合には親書と呼ばれる郵便等ですね、住所、氏名を書いてなかに文書を入れて送る親書については、お願いすることができないということになっております。

ですので、そういった部分につきましては今後、郵便の方で対応する等の今までとは違った変更が出てくると考えております。

ただあの先ほど申されましたように、例えば老人会で地区でお祝いをしたいと、その時にその老人会、お祝いする方の名簿とかですね、そういったことを知った上で、地区でのお祝いをしたいということがあるかと思えます。そういったときの個人情報というのをどうするかというのにつきましては、いろいろまたこれから研究させていただきたいと思えますが、法的に許される範囲内におきまして、例えば委託料、委託の部分でですね、そういったあの個人情報を必要な区のですね行政活動の中で、必要な情報を提供して、それがそれ以外の目的に使用されてはならないというようなですね、そういった条項が可能であればですね、そういったことも研究していきたいと思っております。

実際、公共団体と民間で契約を結ぶいろんな事業があると思えますが、その中でもやっぱり、そういった個人情報等が含まれております。そういったことにつきましては、契約の中で、絶対に漏らしてはならないというような条項も含んでおりますので、そういったことを今後検討していきたいと考えております。それでその中で、行政区活動がですね、今までどおりスムーズにいくようにというふうに最大限考えていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 8番豊永さん。

○8番（豊永好人君） 今ですね、執行部からですよ、スムーズに移行したいという言葉がありましたけども、町長はそういうすぐに移行したいということで、28日やったですかね、区長さんとの説明あったのは、それ以後どんなふうになされるか、4月の移行にはすぐに行きたいと。恐らくこのままじゃなかなかその皆さん、説明不足だと言われることはありますので、それについてももしよければ見解をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 多良木町の場合はですね、最初は、今の状態で非常勤の特別職の公務員という形で移行できないかなという道を探ってました。しかしこれはですね、やはりあの地方公務員法と地方自治法の改正がありまして、やはり、私人であるという規定がはつき

り書いてありまして、準則どおりに現在やってるわけですね、準則どおりにやってるということは何ら法律に違反してないということです。ですからそこは整合性がとれていると思うんですが、町村の気持ちとしては、このまま行きたかったという気持ちはあったんですけど、はい。

熊本県が 45 市町村ありますけれども、このほとんどがもう今、苓北町の情報はまだ得ておりませんが、ほとんどがこの形、準則どおりにいくということにほぼ決定したようです。ですからそこはやはり区長さんたちのご理解を得ていかななくてはいけないんですが、しかしこれは法律事項ですので、やはりこれは変えることはなかなか難しいかなと思います。

で、いろんな町村の情報を得ております。見てみてみますと、やはりまだはっきり決まってるところはないんですね、ほとんど。今から研究をして、多良木町の場合は幸い通年議会ですので、この 3 月までの間にまた皆さん方にいろいろとご相談をしながら、全員協議会あるいは議事録を取らない、懇談会あたりでですね、ご相談をしながら、これから、詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 8 番豊永さん。

○8 番（豊永好人君） 実は議会にもやっぱ説明は大事ということですけども、もう 3 回目ですから、最後ですけども、区長さんたちも、やっぱ丁重な説明が要ということで、それについて見解をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、実は先ほど議員言われた 28 日に最初のこのご説明をしました。やはり区長さんたちは、自分の地域の方々に推薦をされた方々ですので、誇りを持って現在の仕事をやってるんだと、しかるに私人とは何たることかというふうなお叱りも受けました。ですから結局、法律をつくった側と現場が、若干気持ちに乖離が若干ではないかなりあるんじゃないかという気持ち、認識は持ってます。

しかし、先ほど言いましたように、法律事項ということで、これはもう準則どおりに国から流れてきた準則どおりに行くしかないというふうなことになりますので、これから説明はまた行っていきたいと思えます。理解を得るようにですね、はい。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） これまでの答弁とですね、重なる部分もありますが確認の意味も含めて、2 点お伺いをしたいと思います。

一つはですね、区長を私人とすることに関する役割の変更について、どうなるのかということで、今回の条例の中では区長その他いくつかの業務を私人として、報酬に関する規定から削除する内容っていうふうになっております。

多良木町の区設置条例第 3 条では、区長は当該区域の住民の推薦により、町長が任命するっていうふうになっているわけですね。今回の改正では、区長が私人となって、任命から委託に変わり、報酬規定からも除外をされるということだというふうに思えます。

実は区長さんたちからですね、先日一定の説明は受けたんですけども、私人となることに全く反対するわけではないが、私人となった場合に、区長の立場がいったいどうなるのか。要するに、これまで、先ほど述べましたが一定の個人情報扱い、これは準公務員的な立場だったからこそ、そういう地域の信頼もあったんですけども、今後どうなるのか。あるいはその報酬、委託料がどうなるのか。きちんとした方針も示されないままでは納得できない。条例改定を先延ばしにしてですね、検討してほしいという声も出ております。

その点で、区長の役割が変わるのかどうかということも含めて今区長さん方の声を紹介いたしましたけど、そのことについてまずお伺いしたいと思いますし、2 つ目、条例変更に伴って、

区の設置条例や報酬の規定の作成、当然、区の設置条例も変わってくるんでしょし、委託内容や委託料の規定を作成する必要が出てくると思います。現時点では恐らくそういうものはこれからということだと思うんですが、本来ならですね、先ほどから議員からも出ましたように、今回の改定に伴ってですね、事前にたたき台、素案が示されて、そして区長の皆さんの意見もよく承って、そして関係部署とも調整をしながらですね、十分な話し合いを行うべきではなかったのかっていうふうに私は思っています。

この点ではどの程度の議論がなされているのか、あるいはたたき台、素案は作成されているのかどうなのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

まず、区長さんの身分について、特別職の非常勤から私人として整理されるということですが、この私人という言葉遣いはですね、国の方が使っておりますが、私たちは基本的にですね、私人という言葉はあまり馴染みがないところがございます。ですので、特別職の非常勤の公務員ではない形で、委託でもってですね、お互いの一対一の合意の中で、良好な環境を築きながら委託契約ができればと思っております。

その中で、役割はどうかということですが、国の方である程度ですね、例示を示されている部分で、自治会への委託とかですね、区長個人、区長さん個人との委託とか、謝礼を支払うとか、区長会に補助金を払うとかいろいろ示されておりますが、多良木町に今までの歴史を踏まえたところで即した部分では、区長さんとこれまでのですね業務を契約できればと考えております。

この業務の内容ですが、これはだれの業務かということ、町の業務、町の行政業務ですね、これを区長さんに委託でもってお願いするということですので、内容につきましてはですね、とても公共的なものを含んだ内容になります。スピード感を持って早く示すことが大切ですが、この優良事例がですね、まだ県内でもどこも作ってございません。ですので、既に何年前からですね、もう区長さんと委託されてるところがありますが、そういった数少ない優良事例を参考にすることもちょっとどうかというところがありまして、スピード感を持ちますけども、慎重に内容を判断しながら、その業務の内容をですね、項目をある程度、1項目、2項目、3項目という形で説明しながら、契約をできるように進めていければと思っております。

で内容については根本的にはですね、行政の基本に関わる業務をお願いするということですので、大まかには変わらないと理解しております。

○議長（高橋裕子さん） 9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 先ほど町長もですね、区長さん方にしっかり説明をして、理解を得たいということだったんですが、私何よりもやはり当事者である区長さん方ですね納得、理解がやっぱり最優先されるべきだというふうに思っておりますので、ぜひそういう機会も含めてですね、きちっと対応をしていただきたいというふうに申し上げて、質疑の方終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

はい、12番落合さん。

○12番（落合健治君） 私はちょっと3点、質問させていただきます。

先ほどから言われているように、私人となった場合は任命でなく委託なわけですが、今までは各区長さんまたは公民分館長さんが責任をもって後継者を探されていたと思うんですが、これから先委託になった場合は、その義務というのは生じないと思うんですね。すと、それを実際に後継を探すのは行政側がされて、いったいその具体的にはどこが管轄されるんでしょうか。

それと、もしその任命の方が見つからない、後継の方が見つからなかった場合ですね、そ

の空白の時間、もしくは期間があった場合はどう考えていらっしゃるのでしょうか。実際、4月1日から施行になるわけですが、実際に区長さんもしくは公民分館長さんとの委託契約をする日時、日付けは大体いつぐらいになるのでしょうか。その3点をお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えをいたします。

区長さんの任命から委嘱になる、委嘱または委嘱を伴った委託契約なる場合に、だれが区長さんになり手をお願いするのかっていう話ですけれども、基本的には、区設置条例というのがあります、その中に、行政区を置くってということと、区長を置くということが定められております。

その次に、区長につきましては地域からの推薦ですかね、推薦によって町長が任命するっていうふうになっておりますが、その後段の部分は変わってきますが、前段の主な幹となる部分ですね、区に、行政区ですね、行政区を設置して区長を置くという部分は変わらないと思っております。

また、その区長さんにつきましては、町の方から探しに行くということではなくて、これまでどおり地域でもって、その地域で選ばれて、1番こう適当であるということと地域の合意で持って選ばれた方、推薦された方につきまして委託契約等を結ばせてもらうという方針はそのままにできればというふうを考えております。

いつからかっていうことですが、来年の4月1日から変わりますので、3月30日ごろそういった委託契約書をですね出して理解が得られませんので、それはもう3月のですね上旬ぐらいまでにはですね、もう早め早めに内容について理解できて、4月1日からはすっきりスタートできるような形でできればと思います。

あと1点、見つからなかった場合ということにつきましては先ほど冒頭で説明しましたように、探すという、町の方で探すということではなくて、住民自治の原点として地域から選ばれた適任者を推薦していただいて、その方と委託をさせていただきたいということで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 実際の現実問題として、実際区長になられてる方が、任期はあるんですがずっと長く区長されてる方は、後継が見つからないから長くされてる方が責任を持ってやられてる方が多いと思います。

その現実を踏まえて、3月の任命、任命じゃなかった委託されるまでにですね、きちんとした、所管の例えば本当に見つからなかった場合の対策等を検討していただけたらと思います。これで質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

4番坂口幸法さん。

○4番（坂口幸法君） 先ほどの35号の会計年度任用職員も含めて今回のことも含めてですね、ある意味、行政も含めてアウトソーシング化じゃないですけど、そういう委託になるのかなとやっぱり危惧は私個人的には持っておりますけど、そういう中で1点だけですね、その先ほど答弁もありましたが、区の設置条例とかも含めて、いろいろまだ今から研究しながら模索やっていくという中で、3月の定例議会でこの条例と一緒にその区の設置条例といろんな整合性を整えた上で、出すことはできないのか。

もう、この12月定例会で出さなきゃいけないという根拠は何なのかっていうのを教えていただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えをいたします。

会計年度任用職員制度の条例の制定、それから区設置条例の変更の提案、そういったもの

の順番とか出すタイミングですけども、まず会計年度任用職員の制度につきましては、もちろん議会が9月、12月、3月とありますが、実務上どうしても来年度の予算編成に関わってきますので、3月議会で提案させていただくのも制度上は可能ですが、やっぱりスケジュール的に間に合いませんというふうに考えておりますので、最低12月には会計年度任用職員制度はお願いすべきと考えます。

区設置条例の方もですね、12月、先ほどもお答えしましたが、12月にできればですね、スッキリした形で整合性がとれるんですけども、そこあたりはですね、拙速にあまり急ぎ過ぎてちょっとそこ辺がつかづくことがないように十分、先ほども申しましたが慎重に他町村の優良事例等も研究しながら、3月に議会までにはですね、お示しできればと思っております。

目標としては3月議会にそういったものを含めまして、条例改正と新しい形、委託の形等が示すことができればと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番坂口さん。

○4番（坂口幸法君） 特に区長の方々という思いも含めればですね、やっぱ先ほど総務課長、町長もおっしゃったように、やっぱり住民自治、地方のいろんな防災訓練も含めていろんな今からはそういう区のリーダーになれる方、区長さんですね、そういう方々がもう今からは大変重要になってくると思うので、そこら辺は十二分にですね、説明責任を果たしていただいて、スムーズに移行ができるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 反対討論します。

○議長（高橋裕子さん） まず原案に反対者の発言を許可します。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論いたします。

趣旨については十分承知をしております。そのことを申し上げて、先ほど質疑でも、ほかの同僚議員からもたくさん出たように、今回のことについては、やはり問題が十分に整理されてないという側面があります。

私も質疑で申し上げたとおり、当事者の区長の皆さん方からは不安の声が寄せられている。十分な説明を受けていないし、納得できないという声があります。このような区長の皆さんの不安や疑問等についての十分な対応がなされない中で、この条例を採決することに私は無理があるというふうに考えております。

したがって、現時点でのこの条例の採決には反対をしたいと思います。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋裕子さん） 起立多数であります。着席ください。

したがって、議案第35号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第36号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第7、議案第36号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第37号」 多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第37号、多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、多良木町手数料条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第38号」 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第38号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 38 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(午前 9 時 59 分休憩)

(午前 10 時 7 分開議)

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 「議案第 39 号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 10、議案第 39 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 39 号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 11 「議案第 40 号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 11、議案第 40 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 40 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて、原案どおり可決されました。

日程第 12 「議案第 41 号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 41 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
3 番林田さん。

○3 番（林田俊策君） 14 ページの総務費、総務管理費、まちづくり推進事業費ですけれども、今回、姉妹町研修補助が 16 万組まれておりますけれども、これは足らなかったのか、これからまたそういう予定があるから補正されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

姉妹町研修の補助でございますが、当初予算におきまして、15 名分の予算をいただいております。これまで、2 つのグループが南幌町を訪問されております。

今回、1 グループ、また追加で研修をさせていただきたいという申請が上がってきておりましたので、その不足分といたしまして 16 万円を上乗せといたしますか追加で今回計上させていただいたというものでございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 1 点だけ、お伺いいたします。

20 ページのですね、目の 12 の家畜伝染病防疫対策費ということで、補助金がアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助というふうなことで、29 万 5000 円が支出計上されております。

これ愛知県を始め全国でですね、コレラが広がると養豚農家が成り立たないんじゃないかという心配もされているぐらい流行を見せてるというふう聞いておりますが、この内訳、目的、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助ということですが、こちらにつきましては現在アフリカ豚コレラにつきましてアジア地域の方で拡大をしております。これが日本の方に侵入いたしまして、野生動物、イノシシになるかと思っておりますけれども、感染した場合につきましては、有効なワクチンが今のところはないということになっております。そのため農場等で侵入防止のための対策を行うための事業ということで、国県のほうの事業として今回、新設されたものでございます。

多良木町におきましては 1 件の養豚農家がおきまして、飼育数が約 900 頭飼われております。この事業の内容といたしまして、防護柵を農場の周囲に張っていくというふうなものに

なります。柵の方が約 500 メートル、その中でゲート、出入りができる場所を 8カ所程度考えておられるということで、総事業費が 532 万円ほどになるかということで想定をされておりますこの中の 2 分の 1 を国の補助、3 分の 1 を県補助、残り残額の方の 3 分の 1 をです、町の方で助成をしたいということで今回 29 万 5000 円の方を計上させていただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8 番豊永さん。

○8 番（豊永好人君） 20 ページですけれども、目の堆肥センター管理費ということで、修繕費が金額が 67 万 6000 円か計上してありますけれども、このベルトコンベアはこの部分のベルトコンベアなのか、それとその耐用年数関係のもしわかれば、詳細説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） お答えいたします。

修繕費ということで、堆肥センターのベルトコンベアの修繕の方を今回上げさせてもらっておりますが、場所につきましては、製品置き場のところですね、1 番手前になりますけれど、ホッパーからベルトコンベアで上げて、ふるい機というのがございます。そのふるい機でふるった分が製品になっていくという形になります、そのふるい機に行くまでの途中のベルトコンベアが今故障をしているという状態でございます、こちらの方、堆肥の方を上の方に上げていかなければなりません、その途中でベルトコンベアの一部のローラー部分、ここがさび等によりもう動かなくなってしまったということで、ベルト自体がずれていくというふうな状態になっております。そのベルトの谷のようにできてくるわけですが、その部分がずれていきますと、全部堆肥がこぼれるということですね、ふるい機まで堆肥が上がっていかないということになっております。そちらのほうの修繕をさせていただきたいということで今回上げております。

このベルトコンベアにつきましては、開設当初からまだ 1 回も更新はされておられないので、約 20 年ほどのものになってまいります。耐用年数については基本的には 7 年とか 8 年になりますので、超えてきているというふうな形になりますので今回その部分の修繕をお願いしたいところで計上させていただいております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

12 番落合さん。

○12 番（落合健治君） 21 ページの節の 13、委託料ですね。479 万 2000 円上がっていますが、複層林誘導伐事業委託料の内容を教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えさせていただきます。

複層林誘導伐事業委託料ということで今回上げさせていただいておりますが、槻木のほうに萩の尾団地というのがございます。そちらの方で複層林誘導伐ということで複層林にしていきたいというような事業がございまして、そちらの方ですね、8.14 ヘクタール分につきましては、現在、防護ネットを張っております。

ただ、こちらの防護ネットの下の方の部分、地上から 1 メーターぐらいまでの部分になりますけれども、そこにつきまして、動物でそのネットを噛み切って、入れるようになってしまっている場所等がございまして、その部分の補強をするという形ですね、実際 1.8 メートルの高さまでネットを張っておるんですが、地上から 1 メーター部分までの補強を今回させていただくということで、この 479 万 2000 円の方を計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

2 番中村正徳さん。

○2番（中村正徳君） 22 ページをお願いいたします。

土木費、道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金道路事業費の中の工事請負費ですけども、今回4500万の町道舗装工事が4300万減額となっておりますけども、この要因についてお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、毎年度、国の方から交付金をいただきまして道路整備、または町道橋りょうの長寿命化ということで進めさせてもらっております。

今回、工事の減額につきましては、この交付金の内示額が要望額より非常に少なかったということですので、事業をあたるにおきまして、不足財源の方につきまして、起債等を充當いたしまして工事を進めたところもありますけども、事業費の方で財源等の不足が生じておりましたので、今回、舗装の方の路線の部分につきまして、当初計画をしておりましたところについて、先延ばしたという形で今回、予算のほうの減額をさせてもらっているところでございます。

また今後も交付金事業につきましては引き続き、国の方に要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 確認でございますけども、これは松尾線のことだろうというふうに思いますけども、こちらは国の方の交付金の内諾が得られなかったというふうなことで、この路線については毎年やってこられた事業かなっていうふうに思っておりますけども、これは、今後についても、事業を計画されていくのかそれとも繰越事業の中の一環なのかとお聞かせ願いたいと思いますけども。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） はい、お答え申し上げます。

舗装事業につきましては、2路線の計画を当初しておりました。

議員申されましたように、町道松尾線とそれから北部横断線、フルーティールードでございますけども、この2路線の計画をしておしまして、松尾線につきましては、交付金または起債等を使いまして、本年度、完了したいということで今工事を進めさせてもらっております。

北部横断線につきましては、一部舗装をやりましたけども、財源の不足がありましたので、こちらにつきましては事業の方を一部中止をいたしまして、また来年度も一向にまた要望していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 42 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 42 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 42 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 43 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 43 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 43 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 「議案第 44 号」 令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 44 号、令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、令和元年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 45 号」 令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 45 号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 46 号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 46 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 47 号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 47 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 19 一般質問

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、一般質問を行います。

10 番宇佐信行さんの一般質問を許可します。

10 番宇佐信行さん。

宇佐 信行君の一般質問

○10 番（宇佐信行君） 一般質問のトップバッターということでございますので、多少は空振りもあるかもしれませんが、あまり空振りのないように質問を行いたいと思います。

それでは通告により、一般質問をさせていただきます。

まず、第 1 番目の質問でございますが、公共施設総合管理計画についてということで質問をいたしたいと思います。

本町の公共施設総合管理計画が作成されているようでございますが、その概要と財源の見通し、それから今後の課題についてお伺いしたいと思っております。

既に過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える状況であるため、施設全体の適正化を図る必要があるかと思いますが、これから人口減少社会における公共施設等の老朽化対策の必要性ということで、質問をさせていただきます。

そのようなことで、現在、多良木町が持っている公共施設の現状を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

私の方から公共施設総合管理計画ということで、その主な概要について説明をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、議員申されますとおり公共施設を取り巻く現状や、将来にわたる見通し、課題を客観的に把握し分析を行うとともに、公共施設等の現状、将来にわたる見通しを踏まえまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めることを目的として、平成 28 年度に策定をしております。

今後におきましては、この総合管理計画等に基づきまして、個別の施設計画を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理の取り組みを進めていくことが重要であると考えてお

ります。

本年度におきましては、個別施設ですけれども、公共建築物ですが、この劣化状況を調査しております。この結果を踏まえまして、個別施設の長寿命化対策と、これには廃止、解体、統合、修繕などが含まれると思いますが、こういったものを全庁的に検討し、計画書を策定する予定となっております。

個別計画につきましては現在も進めておりますが、令和元年度から令和 2 年度にかけて個別の計画を作成することとしております。財源の見通しにつきましては、そういった全庁的な形で個別計画をつくっていく中で、それとリンクした財源の計画も立てていくことになると思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） 非常に町が所有しているこのような公共施設は多岐にわたると思いますが、いろいろ建築系とか、土木系、町水道系ですね、いろいろな多種多様に渡ると思いますが、個別計画ということで、今後、今現在ははまだこの個別計画の策定にはどのくらいまでのですね計画がなされておるのか。

これ個別計画というのは、第 1 期から第 4 期ということでちょっと計画はされるということでお聞きしておりますが、第 1 期が平成 29 年度から 10 年間、第 2 期が 3 期、4 期と 10 年ごとということで、かなり長期的なその計画なるかと思うわけですが、第 1 期目の非常にこの多良木町の公共施設の中で最も古い、そのような施設、もうすぐにですね、解体とか、いろんな用途変更とか、いろいろしないといけない施設があるかと思いますが、その主な内容、ここ 5 年以内にはですね、そのような状況にあるというような施設はどのくらいあるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

先ほどご説明しましたとおり、今から個別計画を立てていくとなりますので、具体的にどの施設をどうするという方針が決まっておりますが、この計画書の中に書いてあること、また今から個別計画書の中に書かれることはちょっと置いときまして、1 例としましては古い施設としましては中央公民館等とか、旧槻木診療所等がかなり古いものと思っております。

その他にも、古いものがありますが、それはまた、一覧表を今後作成していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） これから個別計画書を立てるということでございますが、いろいろとですね、財源等もどういふふうな財源をいわれる手だてをするのかと、いろいろその施設あたりを今後またどういふふうな利活用していくかということが課題になるかと思いますが、私が若干ですね、これ町民の方々からもちょっとお話をいただいておりますが、3 点ほどちょっとお伺いしたいと思えます。

今先ほど申されました多良木中央公民館、これを若干調べてみますと、大体もう 50 年を超えているような建物である。それから今現在、町としては、これを利用していないような状況にあるということでございますが、これのいわゆる代替案といいますか、今、町が考えておる、これを解体するのか、そして今現在は、これは教育委員会の方で管理されておりますが、将来的には解体した場合には、もう多良木町の公有財産としてのですね、見直しをされるのか、今現在のですねこの中央公民館の状況とか、それから今後の計画、そのことについてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

中央公民館につきましては、議員おっしゃられるとおりですね、今施設の活用というのは

できていない状況です。管理につきましては、教育振興課の社会教育係の方で行ってるんですけど、今後の方向性といたしましては、解体というところで計画をさせていただいております。

しかし隣にですね、こちらもちよっとかなり古くなった木造のですね、多良木幼稚園の園舎があります。今現在、休園中なんですけど、いわゆる療育等々にそういう施設としてですね、今、民間の事業所が入っておりますので、そちらの方の無償貸借の方の期間がですね、平成30年から令和4年度までの5年間の契約でございます。

方向性といたしましては、取り壊しを考えている部分についてはですね、同時の方が隣接しておりますので、そこあたり、そういう方向で検討しておりますので、・・・の方につきましては、使用期限の前にですね、こちらの方から今後の方向性についてお話をさせていただいて、コンセンサスを得ながらですね、その方向性が決定いたしましたら、両方一緒に解体という方向で考えておるところです。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今現在のところはそういうなことで将来的には解体をしたいというふうな答弁でございましたが、解体後のですね、土地の利活と言いますか、そういう今の状況、今の考えている状況ですね、どういう今度は利活用したいか。

そういう、今の計画は考えておられませんか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

跡地の利活用につきましてはですね、教育委員会として特に考えておりません。

中央公民館の建てかえ等というところに行きますと、先ほど総務課長の方の施設の総合管理計画に基づいて、複合施設等々が計画される折にですね、その一角に中央公民館とか、そういう形で複合施設の中でそういう機能を果たすような施設ができればいいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 今、教育委員会の方ではそういうふうな、今のところまだ、そういう計画もないというなことでございますが、町の執行部の方ではですね、どういうふうな将来的な見方、何か考えてあればですね、答弁お願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 解体という方向は、ほぼ決まっているんですけども、もちろんあそここの施設は相当古い施設ですので、中央公民館それから幼稚園跡ですね。解体した後、何に使うかということは当然、議会の皆様と論議をしていかなければならないと思ひます。

ただあそこの場合は、町中の非常にいい場所にありますので、いろんな形で使えるんじゃないかというふうに思ひます。議員の方々もどういふふうに使いたいということはそれぞれお考えがあろうかと思ひますので、多良木町としてはやはり若い方々に残っていただきたいというのはあります。

これは後で多分機構改革関係のお話の中で、議員とも話をしていかなければならないと思ひますが、多良木町の課題、でこれは多良木町に限らず人吉球磨すべての町村の課題だと思ひますが、少子高齢化と人口減少、こちらの非常にその課題はかなり重い課題として私たちに振りかかってきておりますので、そういう面で皆さん方とそういう部分で何に使ったほうがいいのかという事はですね、今後、解体後、論議をさせていただけばというふうに通じております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 非常にあの土地はですね、立地条件もいいし、非常にいろんな利活用のでねアイデアはたつと思ひますので、今のところそういうな考えはないということであれ

ばですね、今後もう早急にですね、解体、それからまた後の利活用の問題、それも今後考えていただきたいと思います。

次にですね、今度は町民広場、大集会場ですね。これもやはり 70 年以上もう経っている、どちらかといえば 80 年近くですよ。今現在、いろんな剣道の方々たちが使っているというお話も聞いておられるわけですが、これはいろんな存続してくれという要望書もですねちょっと出ているわけですが、近いうちに何らかの施設としてですね、計画があるのか。

なかなかこれに計画を載せていこうというところでもあれが話がいただいているという状況ですが、その点、これは要望書もあっているわけですが、この点につきまして、これは町長の方はどういうふうな考えを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） すいません、先に事務方の方から現状なりの答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど議員おっしゃられたとおりですね、結構、施設が古くなっておりまして、利用状況なんですけど、平成 30 年度の利用件数が大集会場につきましては、合計 102 件、年間の利用者数が 1504 名っていうような統計上の数字が出ております。貸し出しに係る窓口業務については総務課の方で施設の一括管理ということでやっていただいているんですけど、その他の施設の費用とか、そちらの管理につきましては、教育振興課社会教育係の方で行っているところなんです。

先ほどおっしゃいましたとおり、利用の状況につきましてはですね、社会教育団体である剣道の・・・さんとか、空手の団体の方が使っているところがございます。

先ほどおっしゃいましたとおり、平成 27 年 9 月 1 日付けでですね、多良木高校の同窓会の方から保全活用の要望が上がりまして、教育委員会においては、多良木町生涯学習センター検討協議会におきまして論議を重ねたところがございます。

この協議会いろんな議論の集約のあとですね、29 年度の平成 30 年 1 月の協議会におきまして、多良木町の生涯学習の核は図書館機能の充実であるという提言がなされまして、発展的解散となっております、町全体の構想の中での位置づけを今後要することとなっているところがございます。

今現在先ほど申し上げましたような団体が使用されておりますので、すぐに解体っていうのもですね、ほかの施設の利用等とのですね、調整等やっていかなきゃいけないという課題もございますので、今後の計画につきましては町の施設の総合管理計画及び個別計画に鑑みましてですね、検討していきたいというふうに事務局としては考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） 町長の方から考えを。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 議員おっしゃったあの場所については皆さん注目しておられる場所ですよ。今、教育課長の方からも答えを、答えというかその今の状況言いましたけれども、同窓会と商工会の両方から要望書が出てると。町中に何らかの魅力的なそのそういう場所を作ってほしいということと、多良木高校の講堂ですよ。あそこは、を残してほしいという 2 つの要望が出ております。

こちらの要望、両方加味しますと、先ほど図書館の機能の充実という話もありましたので、例えば、図書館の機能を持つものとして残す、そういう案もあるかと思いますが、小中高 4 校、図書館が高校はありませんが小中 4 校図書館があります。その学校の図書館というのは別と

して、やはりあの一般の方々が借りて読まれる、そういうふうな図書館が今、研修センターに1つだけあるんですが、蔵書もあまり多くありませんので、できればこちらを充実できればというにも思ってるんですけど、何分あそこの場合はちょっと場所が狭いからですね、そういうことも、皆さん方と論議をしていきたいと思うんですが、前、前回、前々回ですかね、議員のご質問にありました、国道からの道線についてですね、現在、白濱旅館をああいう形で利用して、今フル回転状態、かなり多くの方々が利用されています。

本当に、そういう意味ではよかったかなというふうに思ってるんですが、道線を大集会場の方に引っ張って、大集会場を白濱旅館とともに使っていけないかという計画があったんですが、こちらの方がお隣ですね、土地をご相談をしてたんですけども、なかなか難しいような感じですよ。ですからもう、あそこの前の田代薬局の向かい側に白濱旅館の駐車場ができましたので、あちらを利用するか、それから前の法務局跡の駐車場も当然使えますし、そういう形で道線を作っていくって、大集会場についてはですね、住民の方々が望まれるような、町の中心にふさわしい、そういう施設がですね議員の方々と論議をしながら作っていただければいいなというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） いろんな町の執行部の思いもあるようでございますが、やはりあのこの大集会場、それから白濱旅館のですね、からいわゆる、先ほど申しました中央公民館、あの一帯はですね、やはり多良木町のいろんな文化施設とか、そういうこともやっぱり非常にこうあるわけでございますので、いろんな町民の要望とか、いろんな皆さんの要望があるかと思いますが、そういういろいろな勘案されてですね、今後早急にやはり、これを解決の、機能を果たせるような施設に考えをさせていただきたいと思っております。

それからですね、もう1つは、これはスポーツ運動公園というなことで、黒肥地にあります祓川の運動公園があるかと思いますが、ここもやはり35、36年の経過をとっております、今のこの祓川の運動広場のですね、利用状況というのはどういうふうな状況になってるのか伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えをいたします。

祓川運動公園につきましては、もともとは新農業構造改善事業によってできております。設置の目的が、地域の農業振興と住民の健康増進を図るためということでなっております。

ちょっと質問とそれですが、管理人の方につきましては、管理につきましては総務課が現在行っております、管理人につきましては、東光寺赤木集落組合の方をお願いしております。

その中で、議員が言われました質問の内容ですけれども、祓川公園の利用状況につきましては、これは30年度の実績で、年間の使用回数が39回で、使用人数が延べ310人となっております。ただ、年間まんべんなく使用されておらず、全く使用されていない月、それから7月とですね10月、2月、3月あたりのみが使用されて、こちらの総務課の方ですね集計してる分はその月だけが使用されております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 私も何回かあそこにですね、現状をちょっと確認させていただいたわけですが、地域のいわゆるスポーツ場というふうなですね、拠点というふうなことで、今現在、グラウンドゴルフあたりをされている状況ですかね。その部分は、私は何をされているのかわかりませんが、使用はそういうにあると聞いておりますが、やはり地域の方のやっぱりそういうなあれですかね、大々的にこうやっておられるというようなことはあっているのか。その点伺いたしますが。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○**総務課長（前田和博君）** すいません、どのようなスポーツをやっているのかっていうことにつきましてはこちら中身のスポーツの内容はちょっと把握しておりませんが、年間を通してグラウンドゴルフ等をされている状況ではないようでございます。

○**議長（高橋裕子さん）** 10番。

○**10番（宇佐信行君）** そういうことであるかと思いますが、これ地域の方ですね、いろんな意見もあるかと思いますが、非常にもったいない土地と私は感じてるわけですね、非常に夏場はもう草がしげり、もうこういうな維持管理もかなり大変なで、いろんな経費も要っていると思うわけでありまして。

これはこれから外して用途変更あたりの方ですね、これはできないものかですね。今のこの施設をですね、まいわゆる多良木町の町有地みたいな形でこの用途変更というのはできないものですかね、今現在の時点では。

○**議長（高橋裕子さん）** 前田総務課長。

○**総務課長（前田和博君）** お答えいたします。

祓川運動広場につきましては、多良木町祓川運動広場設置及び管理条例というのが、昭和58年6月25日に制定しております。これは議会の議決を受けて制定されておまして、その使い方につきましても使い方といいますか、趣旨とか、設置の目的等が規定されております。

先ほども申しましたが、設置の目的としまして、地域農業振興及び住民の健康増進を図るために多良木町祓川運動広場以下運動広場を設置するとなっております。管理におきましては運動広場は常に良好な状態において管理するというようになっております。運動広場の使用料は無料とするとなっております。

現実におきます使い方としては、この条例にのっとりた形で使用することになるとは思います。別の使い方をするとまた、議論をしながら、この条例の改正が必要になると考えております。

○**議長（高橋裕子さん）** 10番。

○**10番（宇佐信行君）** そうですね、それはそのとおりだと思いますが、私たちから見ればですね、非常にもったいない土地じゃないかなというような、そういう用途廃止の場合、用途廃止ができればですね、これをやはり多良木町の何かのやっぱ活性化につなげるようなですね、施設と言いますかそういうな場にもっていかれるようなですね、こともできるんじゃないかと思うわけですが、私は非常に今考えておる、これは個人の意見でございますが、今、木材業界の方がですね、非常にそういうふうな自然乾燥の原木の貯木場といいますが、そういうふうな施設がですね、欲しいとか、それらに製品の貯木場に欲しいとか、そういうふうな話もたまに聞くわけですね。

特にあそこは広域農道が通っておりまして、非常に交通の便はいいと。しかも、木材団地とも距離的にもすと湯前町とか上球磨森林組合の貯木場とも非常に距離的にも近いということ、非常に木材業の方たち、非常に木材業を今は自然乾燥の材を使いたいというふうな、非常に気持ちはあるようでございます。

そういうなことで、そういうな廃止とか、何かできればですね、町有地しての方ですね、貸し付けとか、いろんなこう町が収入を得るようなですね、そういうような施設に考えていけばなということも私は個人的に思うわけですが、そのところ町長どういうふうな考えであるかと思いますが、答弁をお願いします。

○**議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

○**町長（吉瀬 浩一郎君）** 今ちょっと総務課長に確認しましたら、普通財産か行政財産かということ確認をしましたら、行政財産であると。ということは議会、用途変更する場合は議会の議決がいるということですね。

あそこ私が存じ上げておりますのは、グラウンドゴルフとか、そういう地域のコミュニテ

イーは昔はかなり頻繁に使われておりました、地域の方々がですね、あそこを中心に共同体みたいな形でこう黒肥地6区と5区の方々がですね、集まっている交流をされていた場所であったんですが、しかし今、なにぶん高齢化が進みましてですね、なかなか今グラウンドゴルフとしても使っておられない。今、休止状態にある場所であるというふうに思います。

議員おっしゃるように広域農道にもすぐそばですしですね、用途については非常にいろんな用途が、使い方があってはないかというふうに思います。今あそこは本当にあんまり人も来ないような、きれいにはされてますけれども、管理はされてますけど、人も来ないような場所にトイレだけがありましてですね、皆さん用をたすためにあそこに上がってこられるというな、そういう使い方しかされておられませんので、そしてこれからもう、今から人口がだんだん減っていきますので、前のような形で地域のコミュニティの中心として使われるということも、あまり望めないかなというふうな気もいたします。

議員おっしゃったように、木材の自然乾燥ですね、ちょうど今日も議員さんたち来られますけど、湯前のあそこですね、久米の1区と湯前の境からちょっと湯前さんの方に入っていくと、たくさんの乾燥場がありますよね。ああいう使い方を議員の方々のご相談をしてできるならばという意味では、非常にいいご提案をいただいたなというふうに思っております。

これはまずは地元の方々にご相談をしないといけないということですので、地元の方々に相談をしてですね、町の方で一応行政財産ということですので、今度使い方を検討させていただいていいでしょうかというご承諾、そこでご承諾が得られたらですね、また議員の皆様と色々な論議がしていければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そうですね、いろんな公共施設のですね、使い方、今後のやっぱあり方ということをやっぱ、いろいろと執行部の方でも検討していただいて、いわゆる利活用、いわゆる多良木町のですね、収益に上がるようなですね、方向にしていなければというふうに思っております。

以上で、公共施設総合管理計画については終わらしていただきたいと思っております。次でございますが、

○議長（高橋裕子さん） 宇佐さん、ここで暫時休憩入れたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○10番（宇佐信行君） はい、よございます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前11時1分休憩）

（午前11時8分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。10番。

○10番（宇佐信行君） 続きまして、農林業の振興策についてということで伺いたいと思っております。

①番の農業の基盤強化拡充へ町長の基本方針について伺いたいということでございますが、非常に本町の基幹産業である農林業の課題は多いかなと思ってるわけですが、非常に人口減少と高齢化、それに担い手不足、生産基盤の再建に向け、新たな人材をどう確保するか、担い手農家をどういう形で支援策をとっていくかと、今後大きな課題であると思っております。このことでちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

町の担い手農家、いわゆる認定農業者の世帯があるわけですが、5年前ですね、認定農業者の世帯はどのくらいあったのか、現在がどのくらい、将来5年後ですね、どのくらいの推移で農家数が育っていくのか、これをちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えさせていただきます。

農業の基盤強化策ということですが、本町ではこれまで、認定農業者制度を活用した担い手育成や国県補助事業による施設の近代化や高度化を進め、経営の安定や生産性の向上に努めてまいりました。しかし、長引く農産物の価格低迷、従事者の高齢化や担い手不足により、農業経営が落ち込み、農地維持面でも支障が生じ、今後の営農活動の存続も困難が予想されております。

このような中で現在、認定農業者数が 137 経営体になっております。5 年前が 150 経営体だったので、13 経営体の減少という形になっております。しかし、農業法人数につきましては、現在 9 つの法人が設立をしております。5 年前につきましては、4 法人であったため、倍以上に増加している状況というふうになっております。この法人につきましても、広域法人が 2 つと農業法人が 7 つという形になっております。

今後の農業担い手の確保対策につきましては、認定農業者の支援とあわせて、農業経営者の法人化を推進するとともに、新規就農者の開拓や育成について農業を担う人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

強化策ということで多良木町につきましては、ブランド化ということで、農林課の方で地方創生事業によりまして、米のブランド化の方に取り組んでおります。こちらにつきましては、先月開催されました九州のお米食味コンクールにおきまして、2 年連続の自治体部門優勝ということでとてもよい成績が得られたというふうはこちらでは感じております。

また一方でですね、JA では新規作物としてズッキーニの生産に力を入れておられます。本町でも水田活用直接支払い交付金におきまして、特定指定作物に位置づけをし、推進し、産地化の方に取り組んでおります。

このように、米のブランド化を足がかりに本町で生産される農産物全体の付加価値が高められ、本町の地域経済の高揚と雇用の拡大を目指すことも農業基盤強化の基本的な方針と考えて進めております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） そうですね、米のブランド化ということを経営体にはですね、やっておられるようでございますが、いろいろな経営体、若干 5 年前からすれば、いわゆる認定農業者数が若干落ちてきてる。それに対しまして、いわゆる農業生産法人あたりが若干の増えてきたという事、やはり今後ですね、やはり個人の経営体からそういうふうな法人化にやはり移行していかなければ、なかなか厳しい生産いわゆる能力、また、経営の安定が見込めないというふうなことも私も常に思っているわけですが、これあの多良木町も非常に農林課でも努力されて、いろいろ JA さん、いろんな各種の団体とも協力しながら、今現在やっておられると思っておりますが、今後ですね、やはり、この法人化された場合ですね、それに対しまして、どういうふうな手だて、どういう支援策を現在、もっておられるのか、また今後、そういうですね、移行のときに、教育もありますよね、担い手の教育とか、そういうところに補助金を出すとかですね、いろんなこういろんなこう支援策はあるかと思っておりますが、町長の基本的な考えというのは、今現在どういう考え持っておられるのか伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今おっしゃったように、なかなか法人にならないと点数がつかまないので、補助関係もなかなかもらえないというところがあります。これからやはり法人もちょっと 9 件ということで少し増えているんですけど、そこらあたりを推進していくというのは必要だと思います。

概要としては、ただいま課長が申し上げましたとおりなんですけれども、利益を生む農業を支援していくということで基本的な支援の形ですけれども、議員言われた少子高齢化とそれから担い手不足ですよね。それから人口減少、こういったものが私たちの周りに迫っておりますので、しかもTPPとかEPAが今度発効しましたので、なかなかこれから農業の置かれる状況は厳しくなるというふうに、そういう認識でおります。

しかしあの食料は国の基本です。ですから、すべての生産の原点でもありますし、空気や水のように食料がなければ人間の生活できないわけですから、やはりそこはですね、農家の方々には国を支えているという誇りを持って仕事をしていただきたいというふうには思っております。

行政としては、それをしっかりバックアップしていくという体制をとっていきたい、そのバックアップの形は先ほど課長が申し上げましたような形なんですけれども、事業で言いますと今中山間地、それから多面的機能の直接支払いがありますけれども、その他に経営所得安定対策の事業をやっておりますし、広域法人の効率的な経営の支援、もう今2年目になりますけれども、今回、たらぎ大地が270戸ほど、もう300位になってると思うんですけども、おおいをしたたらぎ大地が発足いたしまして、そちらに対する事務補助ですよね。これは事務の方をバックアップしていくということで補助金を出しております。

それから、熊本地利型利用型の農業競争力強化推進事業によるコンバインとかトラクター、それから、そういったものの導入補助ですね、こちらも行っておりますし、生産性向上と経営の向上を目的に、農業振興活性化資金の援助、それから繁殖牛関係ですね、振興資金の貸し付けもしております。それから、牝素牛ですかね、こちらの確保とそれから牝素牛の保留ですね、留保した場合も、えさ代あたりを補助を出しておりますし、各農家の作成された農業経営改善計画書の実現を目指して、認定農業者相互の親睦と融和を図りながら情報交換、それから研修あたりを行って、意欲と能力のある農業経営者の育成を今現在行っているところです。

また振興作物の農業機械の導入の支援、これは議員の皆さんからのご提案だったんですが、振興作物をつくる農家に対して、幾ばくかの上限を設けて、補助をして機械を導入する補助をしていただけないかというお願いが、お願いというか提案がありましたので、町の振興作物を生産しておられる担い手農家の方々に対して生産性の向上と経営の安定化を目的に農業機械の導入を支援する町の単独補助ですこれは、を行っております。これは機械と施設の整備の3分の1以内で50万上限という、今予算に組んでるものですね、それから今、平均の競りが大体75万だというふうに担当から聞いたんですけど、牛のですね、競り価格が割と安定しておりますので、こういった牝素牛の確保事業の促進という、そういった応援をさせていただいております。

これからやはり何といたしましても、農業は、多良木町の主軸事業ですので、国県の補助金等々しっかりみさせてくださいですね、できる応援はしっかりさせていただきたい。そしてまた、議員の方々からご提案がありまして町単独の補助もですね、将来的に皆さん方とお話をしながら進めていければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 町長の答弁で、しっかりとなんかいろんな方策を立てながら、前に進んでいくというふうな答弁でございました。非常にこの農業問題につきましてはなかなかですね、難しい部分があるかと思えます。多種多様にいろんな課題がですね、次々出てまいりますので、それはきっちりですね、多良木町の基幹産業でございまして、今言われた項目等についてはですね、精査しながら、支援をしていただきたいと思っております。

次にですね、いわゆる今WCS、多用途米、いわゆるですね、飼料米ということですが、今現在WCSのですね、作付状況といいますか、非常にこれは国が打ちたてた非

常にですね、いい制度であるかと思ってるわけですが、今現在の多良木町で作付されてる面積、それから国からの交付金ですね、その額を今の現状をちょっとなんかお伺いしたいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えさせていただきます。

今現在の多良木町のWCSの作付面積につきましては、約 359 ヘクタールとなっております。こちらの面積につきましては、平成 27 年度からほぼ変わらない面積で推移していると思っております。交付金につきましては約 2 億 8700 万円になります。こちらの方につきましても、同じ同額で推移しているものと思っております。

交付金ですね、10 アール当たりの単価といたしましては、8 万円というところで、今後この 8 万円がそのまま継続されるのではないかとということで今のところは説明を受けております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） 非常にこのWCSですね、これは非常に農家にとっても非常になかなかですね、おいしいなかなかこの交付金の額と思っておるわけですが、今後のこの見通しですね、国はどういうふうな若干このWCSの価格を下げたいというようなちょっとうわさもちらっと昔ですね聞いたこともあるわけですが、これは町村会、また県の方ですね、今後の見通しといいますか、これにつきましては、町長の方には何かこう、情報とかかいているような状況でございますかね。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 特に、情報はきてないんですけども、これは従前のおり、10 アール当たり 8 万円ということで、多分何にも情報は入ってないということはそのまま推移するものと思っておりますけれども、しかし町村長たちの方ですね、皆さんの考え方では、できればもうちょっと上げていただければみたいな話もあっております。

ただそれは、農水省の方にですね、雑談の中ではそういう話が出ておりますけれども、農水省の方がどういうふうにお考えなのか、情報はしっかり収集していかなければいけないと思いますが、今のところ、現在の状況で推移していくのではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） これについても、やはり国の方にですね、町村会一致団結して要望をですね、今後していただきたいと思っております。それからWCSの今後の見通しといいますか、面積あたりが若干こう減ってくるんじゃないだろうか、高齢化とかですね、担い手不足ということでございますが、こういう懸念をですね、担当課としてはどのような考えを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

今後の多良木町のWCSの作付についてということですが、それにつきましては、WCSにつきましては、畜産農家と耕種農家の供給契約を結んでこのWCSをえさとして作っていくというのが基本になってまいります。その中で、多良木町におきましては、牛の飼養頭数が減少傾向にあります。その中で、耕種農家と畜産農家との供給契約、こちらの方が非常に難しくなっていくのではないだろうかというふうなところで予想しております。

今後供給契約が締結できない場合につきましては、WCSの作付面積の縮小が考えられるところがございます。その中でWCSに代わる作物としてですね、JAの方で推進されておりますのが多収米、業務用米っていう形になりますが、それと飼料用米、こういったものに移行をされる考えを持っておられるようです。

この多収米、飼料用米は主食用米のヒノヒカリとですね、10 アール当たりの収益につきましては、交付金を入れますとほぼ変わらないような金額になるという試算ができておりますので、本町としましても、そちらの方をですね、WCSの供給契約が難しくなってきた場合は進めていきたいというふうなことで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） そういふ今後の見通してですね、代替策のいわゆる作物のこのあれJAと・・・な機関とですね、連携をとりながら、生産意欲をですね、農家の生産意欲を落とさないようですね、システムづくり、また町の行政の対応をお願いしたいと思っております。

いろいろな町長の答弁もありましたように、農林業基盤いわゆる、策については、答弁がありました、そういうふうにしつかりと農業を支えていただきたいと思います。これについてはしていただきたいと思います。

次にですね、このスマート農業加速化実証プロジェクト事業の実験に取り組む考えはと、またその課題について伺いたいということでやっているわけではありますが、非常にスマート農業ということでこれあの同僚議員も前回、質問されたと思っておりますが、非常に全国でも実証実験とか、いろいろと国の予算も付いているようでございますが、昨年度は全国で69カ所というような実証実験がされたということで、新たに展開するロボット技術や人工知能AIなどの活用するモデル地域を育成する事業であるということでございますが、このことについて、現在、町がどのように考えておられるのかですねお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えさせていただきます。

まず、スマート農業加速化実証プロジェクト事業というのがどういったものかということですが、農林水産省が農業の成長、産業化の実現に向けて、技術発展の著しいロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の社会実証を図ることを目的とした事業となります。

内容としましては、ロボット、AI、IoT等の要素技術を営農類型ごとに生産から出荷まで体系的に組み立てたスマート実証農場を整備し、データ収集を行うとともに、先進的な技術体系を農業者等が見られる、試せる、体験できる場を提供するものであります。

平成31年の1月から公募が行われ、全国で69件の委託予定先が決定したようです。委託先といたしましては企業や大学が農家などと組んでコンソーシアムという形で実施するものが多かったようです。

今回は、本町での取り組みはなかったようですが、個々の農家でスマート農業機械の購入、データ収集、指導、経営面からの分析、解析等の高い専門性が求められ、難度の高い取り組みになるため、非常に難しい取り組みだと考えております。

今後は情報収集に努め、農家の意向を確認していくことが必要だと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10番（宇佐信行君） 今、課長の答弁で、なかなかですね、これが実用化には向けていない、今実証実験の全国では展開をしていると。非常にこれから先は人手不足、いろいろなですね高齢化でこういうようなスマート化というのも急速にですね実用化を図るような状況になるかと思っておりますが、やはりこれはどうしても資金面とか、いろいろな面があるわけでございますので、多良木町の法人化組織、9法人ですか、そういう法人、法人化され、そういうところにやっぱ実証的なですね試験のこれはいろいろな園芸作物とか、水稲、畜産まいろいろ経営体があるわけでございますので、どれかそういうですね、適当なですね、そういう実証をですね、やると。で、やはり多良木町からですね、農業の球磨人吉に発信、こういうふうなスマート化をやりながら、やはり、地域を巻き込んだですねやはり地域にしていけるようなです

ね、やはりこれも必要な一つのアイデア策かなとも思っているわけでございます。そういうことで町長もこのスマート化には非常にこう何かこう関心があるような話も伺っておりますので、その点町長はどのような見解でございますかね。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 実証実験っていうことに関してはまたこれから担当課といろんな話を進めていきたいと思ってるんですが、もう既に使われ始めていますよね。多良木の法人でも、ドローンを使った散布とかですね、そういうのは行われておりますので、これから議員おっしゃったようにロボット技術、AI技術、そういったもの、それから情報通信技術ですね、ICTの活用等々で、農業の省力化ですね、高齢化時代に対応した農業の省力化、高品質な生産をしていくために導入される技術ということですので、私も大いに関心を持ってるんですが、スマート農業を活用することで農業の省力化と軽労働化を進めて、新規就農者の確保、それから栽培技術の継承、そういったことが今期待されてるんですが、現在実用化されているものは、トラクター、それから田植え機、コンバイン、そういったものはもう既に実用化されているということなんですけど、自動運転の野菜自動収穫機ですね、そういったものを全国で実用化されてると。多良木ではそういうものはまだないんですけども、そういうことがもう既に全国では展開されているということです。

今議員おっしゃったようにですね、国においては令和2年度にスマート農業の普及を目指して、今年度の2倍の50億円ほどの予算を付けるというふうに国の方では言うておりますし、それから熊本県においても今年ですね、令和元年度をスマート農業元年というふうに位置づけて、農業機械の実習、実演、経営指標の作成、それからソフト面からいろんなことを展開していくということでした。町でもスマート農業の機械を導入するというので、農業の省力化や作業の効率等に多くの期待がかかっておりますけれども、それ、そこまでがまだ町の方はいってないというのが現状です。

実は先日、担い手の方々の総会がありまして、そのあとに、石倉のステージでですね、幾つかの機械をクボタの方々が持ってこられて、しておられましたけれども、あんときはドローンと、それからこの、この状態で収穫できるというですねここを支えてくれる。それから、アタッチメントがついたこう抱えるですね、やつとか、いろんなありましたけど、それと自走式の草刈り機もありましたかね。ありましたけど、何分値段がみんなかなり高いということで、買うならば、先ほど議員おっしゃったように、法人で買うか、またそのいくつかの団体、団体というかグループで買うかしかないと、何分そのまだ普及形が出ておりませんので、まだまだ、そこらあたりは課題として残ってると思うんですが、しかしこれからですね、高齢化が進み、野菜と重いものをですね、収穫するということが負担になってくると思いますので、そういう部分では非常にこれからは注目されるスマート農業ではないかなというふうに思っています。

あとでまた議員の方から別の質問があると思うんですが、実は11月の20、10月だ10月だったですね、10月28日に神奈川県のところ、あそこは葉山町ですかね、行ってきまして、鎌倉ですね、すいません、失礼しました。鎌倉に行ってきましてですね、そこで実際のそのロボットが動く様子をですね見せてもらったんですが、やはりああいうのを見ると、すごいなというふうに思いますね。やっぱり技術はですね。ですから今からは、そういうものがどんどん出てくると思います。

言われたように多良木町を発信地点として、そういうものが、南九州のサウスポイントとしてですね、多良木町から発信できればこれはもうこれ以上にいいことはないと思いますので、そういう努力は皆さんとともにですね、これからもしていければなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 町長の見解を伺いましたが、そういうふうにしてですね、スマート農業にも関心があるようでございますので、いろんなJAさんとか、法人の皆さんと一緒に協力しながら、いろんな論議をしていただいて、そういうな方向付けをですね、していただきたいと思っております。

続きまして3番の企業との協働の森づくり事業に取り組む考えはということで質問させていただきますが、これ前私も何回かこう質問させていただいたわけですが、このですね、多良木町の豊かな森林資源はいろいろとあるわけですが、自然環境保全とか、癒やしのレクリエーションの場とか、いわゆる公益的機能とですね、林業振興、経済的機能を活用した活動であるということでございますが、これも何回も質問しておりますので、今現在ですね、どういうふうな状況でそういうふうな企業との森づくりの話でですね、進められるのか、それちょっと若干、質問したいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは、お答えさせていただきます。

企業の郷土の森づくり事業につきましては、熊本県が独自に行っている事業であり、森林所有者と企業等が森づくりの協定を締結し、森林整備、企業との交流を行い、費用についても協定内容に基づき、企業が負担していただく事業というふうな形になっております。企業側におきましても、森林所有者側におきましても、多大なメリットがあるというところでの事業の方が行われております。

現在、熊本県内におきましては、10社との10社の協定が締結されているようでございます。多良木町でも主伐事業を開始した平成24年度より皆伐跡地の申請、久米財産区につきましては、妙見野地区等について申し込みの方を行っているところでございますけれども、大変厳しい状況でございます。

この事業につきましては、やはり企業側としましては、アピールできる場所、こういったものを求めておられますので、山間部ですね、主伐の終わったところに看板を立ててもなかなか人が来ないというふうな状況のところにはなかなか企業の方は申し込みをされてこないというふうな現状でございます。

この事業でですね、山林経営の向上、交流人口の増加、そういったものは期待できますので、今後も本事業につきましては、申し込みを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 非常にですねこの企業の森づくり事業、やはり熊本県もだいぶんこう力を入れているようでございますが、いろんな隣町さんではですね、JTさんとか、紅忠さんとか、JR九州さんとかですね、いろんな企業と連携をもってですね、都市部との新たな交流ですね、それから交流人口を呼び込むと、からふるさと納税につなげていくとか、それから農産物の流通体制をつくっていくとか、非常に企業との提供しながら、その地域を盛上げてるといふ状況で、いろいろ熊本県でも10町村ですかね、あっているようでございますが、多良木町も膨大なですね、森林資源があるわけですが、そういうようなですね、積極的な取り組みですね、そういうことも大切じゃないかなと私は思うわけですが、ちょっとここでは副町長の方にお伺いしますが、副町長は県の方ですね、職員でありましたし、県の方とのパイプもつながりも強いと思います。そういうことで、町長も県の方にですね、何かのちょっとそういうふうな話をですねされてですね、そういうな、多良木町の活性化につなげていただければと思っておるわけですが、副町長の今の見解の考えをちょっとどういうものかお伺いしますが。

○議長（高橋裕子さん） 島田副町長。

○副町長（島田保信君） お答えします。

いわゆる企業との森づくりの話等々なんですけども、実はあの県の職員はですね、あんま

り企業との付き合いがないんですよ。商工部門っていうところはですねありますので、私は直接的に企業さんとの関わりは持っておりません。商工観光労働部長等々をですね、介せば大丈夫かと思っております。

それから、森林の森につきましてはさつき農林課長が話しましたように、企業側のメリットがですね、あるかどうかでの判断だと思っておりますけども、多良木町はなかなか県外の企業等との交流等々がですね、ちょっと最近なかったみたいですけども、地方創生の事業を実施していただいたおかげでですね、マミーゴーとか、フォンジャパンとか関東圏のですね企業さんとの情報交換ができておりました。

それと今年に入りまして、さらに福岡圏域のですね経済界との繋がりということで、県の福岡事務所長等を通じてですね、私2回ほどちょっと出張させていただきまして、1回は財有の県人会の経済界の方たちとの意見交換というか交流会にも参加してきまして、今後は物流とか農林産物につきましてはですね、関東圏よりもちょっと福岡県でですね、距離が短い層を図っていくために、企業、福岡の方の在住の方ともですね少し意見交換をしながらですね、展開していければと思っております。

ちょっと力足らずですけども、徐々に頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そういうのは非常にですね、副町長は県の職員だったからつながりが、いや県職員の方とですね、やっぱそういう課とですたい接触してやっぱ何かのチャンスですねやっぱ聞き出してくると。そしてやっぱ多良木町につなげていただくというなことも大変重要な課題だと思っておりますので、その点はですね、頭の中に入れながら、前へ進んでいただければと。

その点町長はどう思うか考えは。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） その前にですね、先ほど10市町村と担当課長言いましたけども、ちょっと担当課に聞きましたらですね、菊池それから美里町、高森、山鹿、人吉市、阿蘇、南阿蘇、これで7件ですよ。湯前さんがですね、実は3件、さつき言われたように、JTさんを初め紅忠さんですね、それから今度JRさんも始められたということで、すごいなというふうに思ってるんですけど、今日ちょうど傍聴に来ておられるんですけども、そういう契約ができるように、町のほうで独自に努力をしていかなければならないということなんですよ。その努力を多分湯前さんはずっと続けてこられたんじゃないかなど。その結果が、県内の10市町村といいますか、本当は7市町村ですよ。7町村で今、3件のそういう森づくりをされているということだと思います。

多良木町もですね、実は1件だけそういう可能性のあるところがあったもんですから、未来工房さんなんですけど、ご相談をしましたら、ちょっと方向性が違っております、その会社が考えておられるのは、企業の森ではなくて、多良木町に何らかの形で分社化っていうか、分社ではないんですけど、施設を持ってきたいというふうなことのようですので、ちょっと経営者の方とは、その企業の森ではないというふうにおっしゃいましたので、そこは残念だったんですけど、多良木町の方もですねこれから、やはり湯前町さんのノウハウを伺いながら、はい、しっかり努力して、企業の森が何分、多良木町はですね、全体の面積の80%が森林ということですので、当然多良木町にもそういうものを持ってこれる場所はあると思いますので、努力をしていきたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そういうな答弁でございますので、非常に努力をしていただいて、多良木町の活性化につなげていただきたいと思います。

続きまして、4番の鳥獣被害対策の一環として、鹿、イノシシ肉のですね加工処理施設等に

ですね取り組む考えはないかということにちょっと質問させていただきますが、というようなこのジビエ料理と今現在日本全国でも非常にこう、この料理がおいしいということでも都会、都市部には非常に需要が伸びていると。販売管路が拡大しているというふうなことも聞いているわけですが、こないだの人吉新聞を見ますとですね、多良木町の学校給食で児童生徒らに好評だったということで、村上精肉店ですか、の方と多良木町の給食センターとタイアップして、児童にもこう食卓に出されたというようなことを聞いておりますが、そういうことでいわゆる自然のですね、やっぱ自然界の中のやっぱそういうふうな資源を生かしたですね、そういうふうなこのジビエ対策といいますか、それについても、必要じゃ今後やっぱ多良木町も、そういうふうなですね、鹿、鳥獣害対策を兼ねて、付加価値を付けたですね、商品価値にするのも大切じゃないかと思っておりますが、今現在のですね、なんかちょっと槻木の方でそういうふうな、ちょっとソフト事業に取り組んでおられるというようなことをちょっと聞いたわけですが、このことにちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 槻木地区での取り組みということでございますので、私の方から答弁をさせていただきますと思います。

現在、槻木地区におきまして、農林水産省の山村活性化支援交付金という補助事業でございますが、これを活用してジビエに関する取り組みを今年度から 3 カ年計画として始められております。事業主体につきましては、地域の住民の方々で構成される協議会ということでございまして、町は事務局として人的支援を行うという取り組みでございまして、

この交付金につきましては、振興山村地域だけが対象となるということで、本町におきましては、久米地域それから槻木地域だけがその補助の対象ということになっております。槻木地区におきましては、平成 28 年度から昨年度までの 3 カ年間、地域資源の活用といたしまして、漬物などの加工品づくりに取り組んでおられたわけですが、今回のこのジビエの活用ということで、地域資源を活用するという部分では同じでございますけれども、取り組む内容を今回ジビエへシフトされまして、地域内で駆除されている鹿やイノシシの肉質、それから食味の違いを数値化してランクづけをしていくというのが一つの目的でございます。

他県で食された方が槻木地区のこのジビエを食べられたときに、随分とこう味が違うというふうにおっしゃっていただいて、それがどういったことで、そういうふうに言われているのかというものを数値化するというところで差別化を図っていくというものでございます。

二つ目の目的でございますが、現地見学会や、体験会を行っていくということで、よその地域から、槻木の方にこられて、そこで交流人口、あるいは関係人口を築いていくということが目的の二つ目にあるということでございます。

町内で活動されているほかの団体もございますけれども、その他の団体におきましては、連携しながらできるような取り組みを今後行っていくというふう聞いております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） 今課長の答弁のとおりですね、槻木の資源活用協議会と、協議会ができていうふうなことでございますので、町は、そのときに、トンネル事業で資金を流してあると。それをもうあとはもう協議会がですね、意欲があつて、もそういうふうなびしゃつとやっていくような状況でございますので、町とすればそういう手助けですね、事務的な手助け、それをされているというようなことでございますね。そういうに理解してよございませぬ。あとはもう協議会の方である程度は頑張ってくださいということでも理解してよございませぬ。はい、わかりました。

それから次にですね、防災対策、いろいろありますが、時間がですね、これは 1 番の久米川内ですね、河川整備について。県やこれ湯前町さんとの協議はされているかということで

その検討策について伺いたいということでございますが、私も 1 カ月ぐらい前に、この久米川内をずっと河川上って見たわけですね。それから今砂防堰堤があります。そこがもう満杯の状態ですね。4、5 年前県の方がちょっと竣削をしていただいたわけですが、またこう大雨で満杯の、機能は果たしているわけですね。

ただ、その上流にですね、風倒木とか、いろんな土砂あたりが堆積しております。これはやはり雨季前にですね、ある程度はもう修理していただかないと、この下流域の 200、300 メーター下にですね、取り入り口があり用水の取り入れ口、これ湯前町の田を潤しておる堰が 1 つと、あとその 100 メーターぐらい下にですね、今度は久米地区のですね、思川前原地区の田を潤してる。それから、あともう 1 つが、小田覚井の田を潤している用水路があるわけですね。そういうところに毎年やはり、雨季の時には必ずやっぱ土砂が堆積してまいりますよね。ですから中山間地の資金あたりを活用しながら、除去をされている状況でございますが、何せこの上の方に、上流の方にはかなりの土砂が堆積しております。それが一気にこの大雨とかなんかですね、流れてまいりますと、莫大な金が費用が要って、撤去事業もですね、かかると思うわけでございますが、今現在はいわゆるこれはちょうど湯前町さんとのですね、境界線がありますよね、ところでございますので、このことについて県とか、湯前町さんとの協議はですね、どのようになされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

久米川内川の砂防堰堤の掘削につきましては、多良木町としても、毎年度、熊本県のほうには要望活動をしております。特に、先ほど議員申されましたように、平成 26 年度にですね、湯前町さんと一緒に合同の要望会という形でさせていただきまして、26 年度におきまして、砂防堰堤の本体の下流側も含めまして、上流側の大規模な掘削事業をしていただいたところでございます。

また、公共事業等でですね、道路改良等への路床材としての活用ということで、公共事業のときにも、そちらの土砂を掘削していただきまして搬入したといういろんな経過もございます。その後も多良木町といたしましては、毎年度、掘削要望を行っているところでございますけれども、県といたしましては、河川の計画勾配ということがありまして、それが超えた異常堆砂が見られたときには、掘削の実施をしていきたいというふうに考えておられるということで今現在、経過観察をずっとされているところでございます。

また今後も引き続き、掘削事業につきましては、県の方に強く要望していきたいと考えております。また、湯前町さんともですね、再度また連絡調整を図りながらですね、事業促進のための連携強化を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） 今の答弁でございますが、いろいろと県とかから湯前町さんとも協議をしているということでございますが、なるべくですね、早いうちにやっぱ撤去していただいて、スムーズな河川になるようにですね、お願いしたいと思います。町長これもなんかですね、現場もわかっておられますよね。その点町長の。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 実は私もちょうどこの 26 年度に掘削が終わった後だったんですけど、見に行ってます。確か経済建設常任委員会の確かあの地区から要望があがってきておりましてですね、全員であそこを登って堰堤を見てきた覚えがあります。そのときはきれいにこの 26 年度ですね、されてたんですけど、私はちょっと勘違いしてまして、あれが砂がいっぱいなので、危ないんじゃないかと思ってましたら砂がいっぱいでちょうどこうなってる状態がいい状態であるということの後で聞きましてですね、あれ危ないんじゃないかと思ってたんですけど、そうではなくて、今、安定した状態であるというふうに向ってます。

それで、今議員おっしゃったように、上から風倒木等々がですね、落ちてきて、そしてあそこが今、異常堆砂という状態になれば、県の方も、何らかの手だてを講じてくれると、大掛かりな仕事をしてくれるんじゃないかというふうに思うんですが、今のところそこまでまだいってないということの報告を聞いておりますので、ただですね、私たち素人目で見るとかなり危ないんじゃないかなという気がするものですから、それは、先日、議員の方もですね、湯前の町長さんの方にお願いをされてましたけども、私もですね、連名で、今後お願いをできればですね、湯前の町長さんの方にお願いをして、一緒に県の方に要望が出せるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） そのようなことで、今現在、安定はしているんですけども、上流部にかなり土砂とか風倒木あたりが堆積しておりますので、やはり現地を踏査していただいて、県の方たちとも、そして湯前町さんともですね、協議の上に、できれば早いうちに撤去していただくような方向をしていただきたいと思います。

それからですね、2 番目の久米川内上流域にですね、治山事業の考えはないかと、やはりいわゆる山が崩れればですね、やはりどうしてもやっぱ土砂が堆積するわけですよ。それを防止するためにはやっぱ治山事業をやらないといけないということでございますので、その治山事業のですね、事業の考えはということで、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 宇佐議員、もうすぐお昼になりますけれども、このままあと 15 分あります。そのまま続けられますか、昼食をとりますか。

○10 番（宇佐信行君） 私はもうこのままでも大丈夫ですが。あと 15 分ですから。

○議長（高橋裕子さん） それでは、皆さん空腹のところですけども、15 分、最後の質問がありますので 15 分延長そのまま続けます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） 答弁させていただきます。

久米川内川上流への治山の考えということですけども、こちらにつきましては農林課の方でも、現地の方は見ております。このときに、国有林、県治山係、湯前町、多良木町の担当者で被災状況の確認をいたしまして、多良木町長、湯前町長との連名で熊本県南部森林管理署のほうへ治山事業の要望を行っております。

現在までに山腹工 4 箇所、谷止工 4 箇所の方を実施していただいております。

今後も治山事業については計画がなされており、土砂流出については減少してくるものと考えられます。治山事業の終了後は現状の確認をしながら、状況によっては、国有林、熊本県、湯前町と連携し、下流域へ土砂流出がなくなるよう、治山事業の要望、山林整備の推進を行っていききたいというふうなことで考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐信行君） そうですね、そういうことで治山要望とか、いろいろ順番的な問題もあるかと思いますが、町としてはですね、そういう要望をですね、県の方にもしていただきたいと思います。

続きまして、非常にあれですが、庁舎内の機構改革についてということで、題に移らしていただきたいと思います。

機構改革に伴う各課の課題及び検討結果が出されたということでございますが、効率的な行政を実行するにあたり、その具体的な方針と町長の考えを伺いたいということで、質問をしていききたいと思います。前回のとき私が機構改革についてちゅうことで質問させていただいた時にですね、こういうなペーパーをいただきました。

機構改革に伴う各課の課題及び検討結果ということで、出してもろたっですが、私もこれのなかをずっとですね、こう見てみたわけですが、いろいろ各課大変な事業に取り組んでお

られてですね、非常に多忙な毎日を過ごされているんじゃないかなと思うわけでございます。そういうなことで、私は今回、12月ぐらいにはですね、そういうなその条例改正とかですね、いろいろなものあれが今回、提出されるのかなというようなことを考えたわけでございますが、今回はだされてない。

今現在このですね、こういうな機構改革、行政改革、行財政改革ですかね、それがどの時点、どういうふうな状況にですね今進んでいるのか、それが全くわからない。これの要望、検討はなされたと言いますか、どの段階までこの検討がですね、いつているのかそのことをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

機構改革のですね課題と方針なんですけども、現在さまざまな行政課題がある中で、一つには、現在直面する行政課題への迅速で的確な対応を図ることが求められていると考えております。また、住民サービスの向上、住民福祉の向上を目指しますときに、住民目線に立った上での効率的で効果的な組織のあり方を模索し、構築することが1つの課題であり、また方針であるとも考えております。

現在、直面する大きな課題としましては、本町でも顕著な超少子高齢化や人口減少問題等の時代の変化に対しまして、いかに柔軟に機動的に対応できる組織機構を構築するかということが求められると考えております。以上の観点から、一つには、効率的に推進できます組織体制の構築、それから機動的な対応するために、類似した事業や関連性の深い事業を整理統合しまして、住民の視点に立ったわかりやすい機構組織をつくることにより、最少の経費で最大の効果が上がる行政運営を目指すことが必要であると考えております。

そこでこれまでの経緯と現時点での対応方針でございますが、機構改革につきましては、昨年度におきまして、主に係長を中心としましたプロジェクトチームで6月から12月まで、月1回ほどのペースで機構改革について検討をしてきたところです。その後、取りまとめた内容を課長会へ報告し、内容について若干の修正を加えたところでプロジェクトチームの機構改革検討作業については一旦、終了したところでございます。

その後、課長会等でさらに内容を詰めて、当初の予定ではことしの4月からスタートをできればというスケジュールでございましたが、機構改革につきましては、行政改革とあわせてじっくり時間をかけて進めるべきだという旨のですね、答弁を3月の議会ではしているところでございます。このため、今年度に入りまして機構改革と行政改革を合わせまして進めるために、年間のスケジュール等を確認したところでございますが、行政改革につきましては、年度の途中で案が固まるものではなく、1年間を使ってじっくり検討していくものだということが担当部局内では共通認識となったところです。

そこで、今回は行政改革と並行して進めず、機構改革のみをできる部分から検討することとしたところでございます。その中で、特に社会福祉費が増大を続けております現状におきまして、今回は特に子育て支援、また高齢者対策を中心とした福祉部門の充実、そういった面を中心に見直すことが部分的ではありますが、進めているところでございます。

来年度のですね4月1日からスタートできるように今後の議会等をお願いをできればと考えております。また将来的には部分的な機構改革ではなく、新しい行政改革の案、さらに新しいビジョンであります基本構想が作成された際に、それらとがっちりリンクした全体的な機構改革の必要性についても改めて検討していく必要があるものと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） そうですね、やはり機構改革やっぱこれ私も見ましてですね、非常に福祉部門とか、環境整備、農林課も一緒ですが、非常に多大なやっぱこの事務事業も山積みになっているような状況で、本当にこのですね、よくやっていかないと、やはり職員の方、

やはりいろんな能力を持っておられますよね、自分の能力を發揮できない、もう結局はもう仕事にずっとなんか追われて追われてですね、余裕がない。そういう状況に私は若干あるかなという感じもするわけですよ。ですからその点、そのところですね、これやっぱもう町長の判断でございますので、その点、町長はどういうふうな今現状であるか、今後どういうふうに進めていきたいかちゅうこと、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 職員の十分な配置はできていないんですね、実は。これはずっと続いている三位一体の改革からいろんな中期財政計画、それから今までいろんな形の国の改編改革が入ってきておりまして、職員の数が大分減っております。今 110 人ちょっとぐらいになってるんですけど、議会の方々から見た時にはですね、その 1 年余裕やって猶予をやったのに何をやってるんだっていうことになるのかもしれませんが、実はですね、一昨年から、昨年度ですよ、現場を 1 番よく知ってます係長の会議をずっと行ってきました。

で、現在の課の数は 12 課で 30 係なんですけども、これを幾つかに改編しようということで、そこらあたりも随分扱ってきた経緯があります。で、どうしてもやはり、各担当係の考えを聞いてみますと、やはりどうしても人が足りない、さっきおっしゃったように、ご心配されてますけども、そういうまさにそういうことで、人が足りないということです。

だからあのやはり一般職の非常勤の職員の方にそこをカバーしていただいているっていうことはあるんですけども、十分な人員配置ができていない状況です。どうしても各課で要求する必要充分状況を満たすような形の人事配置にはなってないんですね。

で、先ほど総務課長が言いましたように、前回の機構改革がなされたときから、依然としてやはり少子高齢化と人口減少、そして人手不足というのは変わってないんですね。これがますます深刻化してきてるっていうのが状況です。これは変わっておりませんし、これからの課題もそこらあたり、今日のいろんなご質問されましたけれども、そういうものともリンクしてくると思います。公的な部分も民間も含めて人手不足が非常に顕著であるということです、これがあります。

ですからキーワードはほとんど、10 年前とあまり変わってないっていうことなんですよ。ですから、ほとんどすべての課に共通する課題というのが、この少子高齢化と人口減少と人手不足ということです。そこにスポットが当たることになってきますが、今回行いました機構改革のたたき台は幾つかの変遷を経まして、現在やはり少子高齢化と人口減少、それから人手不足ということとはもどういうふうに解消していったらいいのかっていうことを軸に回っておりまして、一度拡散したものの、こういうふうにした方がいいだろうというふうに拡散したものの、じゃあその目玉は何なんだというふうになった時に、それがやはり同じ少子高齢化と人口減少、そして人手不足ということになってしまいましたので、1 度拡散したけれども回りまわってまた元の位置に戻ってきてるような今の機構改革の状況です。

確かに課題は同じですから、それを時代に、例えば時代に即したという形で、捻じ曲げると言ったらおかしいですけど、それに虚飾をかけて、こういうふうに変えていったらいいんじゃないかという、見せるための機構改革になってしまつては、基もこうもないというふうに思います。先ほど議員がご心配されておりましたように、やはり機構の中心は人ですので、その人がいかにその働きやすく、そして、しっかりした展望を持って、きちんとした仕事をできるのかというのが 1 番の眼目になってきますので、やはり何ていいますか、担当者自身がですね、今ジレンマ抱えてるというのが本当のところですよ。

で、しかも新しい課題も同じものであるというならば、それはここで一旦、論議を終息させて、先ほど総務課長が申しましたように、機構改革をですね、スモールチェンジ、大きなガバっと変えるのではなくて、スモールチェンジということで落ちつかせていただいて、そのスモールチェンジを行った機構改革を議員の皆さん方に説明をさせていただいて、それで

来年度から出発をさせて頂けばというふうに現在思ってるところです。現在そういうふう思っております。

ですからここあたりはなかなか担当課、最初に係長が始めましたので、係長は自分のところはこれだけの人員が必要で、今これだけの仕事を持ってる。それを積み上げていけばかなり大きなものになってきますので、そこあたりまた今後ご相談をさせていただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 10番。

○10番（宇佐信行君） 町長も非常にこのですね、今の体制はわかっておられるようなことでございますので、ぜひともですね、これは早く加速をされてですね、やはり多良木町の町民のため、また地域の発展のため、町のためにやはり職員の方がやっぱ1番基本ですからですね、そこはやっぱ非常に根に持ってですね、やっていただきたい。だから若干あのなんかな機構改革やっているんですがちゅうなことでございますが、やはりこの各課との横断的などか、いろんな過程とかですね横断、そういうことも非常にまたいろいろ検討されながらですね、やはり、十分職員の方が自分の力を発揮できるようなですね、やっぱ職場づくりも大切かなと思っておりますので、町長もそういうにして、内容はわかっておられるようございまして、ぜひとも、早いうちにですね、改革をしていただければいいかなと思っております。

非常に12時も過ぎまして、全部腹を割って出しておられると思いますが、そういうなことできしていただきました。ありがとうございました。そういうことで、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで10番宇佐信行さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

疲れ様でした。

(午後0時14分散会)